

「大飯原発訴訟」

2014年05月23日

福井県の住民が、関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを求めた訴訟で、福井地裁の樋口英明裁判長は「被告は大飯原発3、4号機の原子炉を運転してはならない」と判決した。傍聴席の原告団から喜びの声と拍手が鳴り響き、弁護団はガッツポーズを繰り返したという。

今まで、原発関連訴訟は数十件あったが、住民側が勝訴したのは、2003年名古屋高裁金沢支部で高速増殖原型炉「もんじゅ」の設置許可を無効とした判決と2006年金沢地裁で北陸電力志賀原発差し止め判決の2件だけであった。いずれも最高裁で住民側の敗訴となり、司法は「安全神話」に乗って、原発行政を追認してきた。今回は3件目、福島原発事故後、初めての住民勝訴の判決を勝ち取った。

福井地裁は、福島原発事故から「原発技術の危険性の本質と被害の大きさが明らかになった」と大事故を教訓にすべしと言っている。事故の原因究明ができていない。事故処理に関しても見通しは全く立っていない。3年経った現在でも13万人が避難生活を余儀なくされ、入院患者たち60名の関連死があった。そのような中で、再稼働は常識的に考えられない、他国への原発輸出はできないというのが、当然ではないか。事故対応の責任者であった吉田昌郎氏が政府事故調査・検証委員会の調べに答えた「聴取結果書」（吉田調書）も秘密にされていた。第一原発にいた所員の9割が吉田氏の命令に違反して、現場から撤退したという。撤退した人々の恐怖を思う時、責めることはできない。東電、政府は隠していることが多く、発表も信頼できない。

耐震性に関する「基準地振動」が最大の争点になったが、関西電力が想定している3.2倍（1260ガルから4022ガル）の地震が起こる危険性を否定できないと「安全神話」を打ち消している。また、福島事故で検討された住民への避難勧告を根拠にして、250キロ圏内に及ぶ危険性があると指摘している。

原発再稼働を推進しようとする人々は、安定した電力供給ができ、他の電力源より安価であり、二酸化炭素を排出せず、環境に良いと主張している。しかし、「豊かな国土に、国民が根を下ろして生活していることが国富だ」と言い、福島事故は「わが国が始まって以来、最大の環境汚染」であると、推進派の言い分を「甚だしい筋違い」と断じている。環境問題で言うなら、核廃棄物に関する問題は全く手つかずで、ますます深刻な環境問題になっていく。小泉元首相は、この点を強く主張しているが、同感である。

樋口判決は、憲法25条の「[生存権、国の生存権保護義務]すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」を根拠にしている。「（住民が）生命を守り生活を維持する人格権の根幹を具体的に侵害するおそれある」と明確な「ノー」を表明している。更に「福島原発事故後、（司法が）判断を避けることは、裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するにも等しい」と、事故後の司法の姿勢の転換を促す言葉も語っている。憲法の理念に基づき「原発より個人の命が優先する」という高い倫理性を持ち、司法の使命に立脚する判決である。関西電力は上告したそうだが、残念である。

再稼働の差し止め裁判は何カ所で行われている。樋口判決が波及していくことを日本の将来のために切に願う。注視していきたい。